



ソフトウェアやデータなどの電磁的記録に関するJISマーク表示制度の認証機関 第1号を登録しました。

2022年5月12日

▶経済産業

本日（令和4年5月12日）、関東経済産業局長は、ソフトウェアやデータなどの電磁的記録に関するJISマーク表示制度についての初めての認証機関として、一般財団法人日本品質保証機構（JQA）を登録しました。今後、ソフトウェア作成事業者がJQAによる認証を受け、JISマークを表示することを通じて、ソフトウェアやデータの信頼性の向上に寄与することが期待されます。

1. 概要

JISマーク表示制度は、事業者が、国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を受け、自社の製品等が日本産業規格（JIS）に適合していることを示す表示としてJISマークを製品等に付すことができる制度です。

これまで、JISマーク表示制度の対象は、鉱工業品及びその加工技術だけでしたが、産業標準化法の改正（令和元年7月施行）により、ソフトウェアやデータなどの電磁的記録もその対象となりました。

今般、一般財団法人日本品質保証機構（JQA）から、関東経済産業局長に対して、電磁的記録に関するJIS X25051に関する認証を行う旨の申請がありました。関東経済産業局による審査の結果、本日（令和4年5月12日）、電磁的記録に関する認証機関第1号として登録されました。

2. 登録された認証機関

(1) 認証機関名

一般財団法人日本品質保証機構（JQA）（法人番号9010005016585）

(2) 認証を行う事務所

事務所名：一般財団法人日本品質保証機構 JIS認証事業部

所在地：東京都千代田区神田須田町1丁目25番地

(3) 認証の対象とするJIS

JIS X25051

システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE）－既製ソフトウェア製品（RUSP）に対する品質要求事項及び試験に対する指示（量産化される既製ソフトウェア製品

(RUSP Ready to Use Software Product) に関する品質要求事項について規定したものを
※JISについては [こちらの検索ページ](#) を通じて閲覧することができます。

3. 期待される効果

今後、JQAは、RUSPのJISマーク認証に関する業務を開始することになります。RUSPの作成事業者は、JQAから認証を受けることによって、JISに規定されている品質に適合していることを、RUSPに関する書面等にJISマークとして表示することができるようになり、RUSPの信頼性の向上に資することが期待されます。

※[JISマーク表示制度について](#)

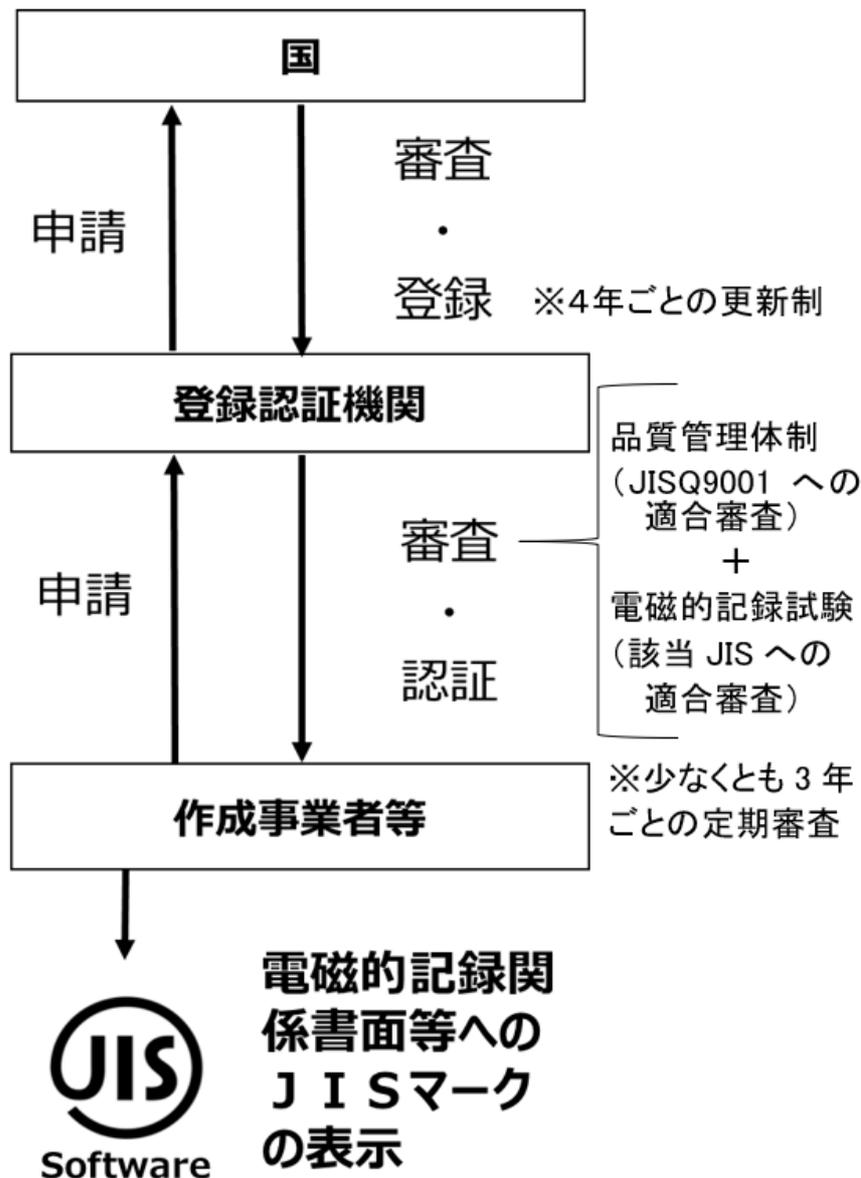


図 電磁的記録に関するJISマーク表示制度

担当

- 産業技術環境局認証企画室長 齋藤
担当者： 関野、高澤

電話 : 03-3501-1511 (内線 3441~6)

03-3501-9473 (直通)

03-3501-7851 (FAX)

- 関東経済産業局 産業技術革新課長 幸物

担当者 : 岡安、高村

電話 : 048-600-0289 (直通)

E-MAIL : kanto-jis@meti.go.jp 